

犯罪被害等に関する相談

(公社)広島被害者支援センター
☎ 082-544-1110

受付時間 月～土 9:00～17:00
(祝日、8/13～16、12/28～1/4を除く)

支援内容 ○電話・面接相談
○関係機関への付添支援等



ホームページ

性被害に関する相談

性被害ワンストップセンターひろしま
☎ 082-298-7878

〔 全国共通ダイヤル #8891
※最寄りのセンターにつながります 〕

受付時間 24時間365日

支援内容 ○電話・面接相談
○関係機関への付添支援等



ホームページ

法的相談など

広島弁護士会
☎ 080-4268-1141 (犯罪被害者電話相談)

受付時間 月～金 15:00～18:00
(祝日、GW、お盆、年末年始等を除く)

法テラス(日本司法支援センター)
☎ 0120-079714 (犯罪被害者支援ダイヤル)

※IP電話の場合 03-6745-5601

受付時間 月～金 9:00～21:00
土 9:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)

市 町	部 局	電話番号
広島市	犯罪被害者等総合相談窓口 (市民局市民安全推進課内)	082-504-2722
呉市	市民部 人権・男女共同参画課	0823-25-3476
竹原市	市民福祉部 地域づくり課	0846-22-7736
三原市	生活環境部 人権推進課	0848-67-6044
尾道市	市民生活部 人権男女共同参画課	0848-37-2631
福山市	市民局 まちづくり推進部 人権・生涯学習課	084-928-1006
府中市	総務部 総務課	0847-43-7115
三次市	危機管理監 危機管理課	0824-62-6116
庄原市	総務部 危機管理課	0824-73-1206
大竹市	市民生活部 自治振興課	0827-59-2145
東広島市	生活環境部 人権男女共同参画課	082-420-0927
廿日市市	生活環境部 人権・男女共同推進課	0829-30-9136
安芸高田市	市民部 社会環境課	0826-42-1126
江田島市	市民生活部 人権推進課	0823-43-1635
府中町	町民生活部 自治振興課 人権推進室	082-286-3165
海田町	福祉保健部 社会福祉課	082-823-9207
熊野町	住民生活部 生活環境課	082-820-5606
坂町	民生部 民生課	082-820-1505
安芸太田町	住民課	0826-28-2116
北広島町	町民課 人権・生活総合相談 センター	0826-72-5020
大崎上島町	住民課	0846-65-3113
世羅町	総務課	0847-22-1111
神石高原町	総務課	0847-89-3330

受付時間 月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
※広島市は、8/6も除く ※坂町は、17:30まで

環境県民局県民活動課
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
TEL 082-513-2744

ホームページ



令和4年7月発行



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「キュuttoちゃん」

犯罪被害にあって
苦しんでいる
人がいます

犯罪被害者やそのご家族は
皆さんの理解と配慮を必要としています



犯罪被害者等の置かれた状況

犯罪等による被害は、ある日、突然、誰の身にも起こり得ます。

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接の身体的・精神的・財産的被害に加え、様々な困難に直面し、つらい気持ちを抱えて暮らしています。

犯罪等被害を受けた後、周囲とのかかわりの中で、配慮に欠ける言動、中傷等による二次被害※が起きてしまうと、犯罪被害者やその家族は、犯罪による被害に加え、二次被害にも長期に苦しめられます。

心身の不調

- 感情・感覚の麻痺
- 恐怖感、不安感、自分を責める気持ち
- 不眠・食欲不振
- ケガの後遺症やPTSD など

経済的な問題

- 被害によって就業が困難になるなど、収入が不安定になる
- 治療費・裁判費等の出費 など

生活上の問題

- 不本意な転居
- 仕事上の困難
- 家族の介護、育児が難しくなる
- 家庭内のいさかい など

捜査・裁判など

- 捜査、裁判に伴う時間的・精神的、身体的負担
- 加害者からの更なる被害のおそれ、不安 など



周囲の人の配慮に欠ける言動や、風評、誹謗中傷などによる傷つき

※「二次被害」とは

犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による事実と異なる報道又は過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害（条例第2条第4号）

犯罪被害者やご家族を社会全体で支えるために

県では、令和4年3月に「広島県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。条例では、支援の基本理念、県の責務、県民や事業者の役割などについて定めています。一人ひとりが、犯罪被害者等の置かれた状況等の理解に努め、それぞれの立場で役割を担い、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会、そして誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現をめざしましょう。



支援の基本理念 (条例第3条)

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい対応をすること
- 犯罪等による被害又は二次被害の状況等を踏まえ、適切に支援し、二次被害が生じないように十分配慮すること
- 必要な支援を途切れることなく提供すること
- 関係機関等が相互に連携・協力すること

私たちができることの一例

日常生活において

- 無責任な噂話やSNSへの投稿をしない
- 身近に犯罪被害者等がいると知った場合
 - ・普段どおり接する
 - ・話を無理に聞き出さない
 - ・犯罪被害者等が話したいときには、話に耳を傾け、意思を尊重し対応する
- 県や民間支援団体などのホームページ（裏面に記載）を見たり、行事に参加する

県民の役割 (条例第5条)

- 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性、施策についての理解
- 二次被害が生じないようにする十分な配慮

職場・事業において

- 安心して働き続けられる職場環境づくり
 - ・犯罪被害者やその家族となった従業員の勤務や休暇取得等の配慮
 - ・犯罪被害者等への理解を深めるための従業員への研修や講座などの場の設置
- 犯罪被害者等に配慮した取材活動や報道

事業者の役割 (条例第6条)

- 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性、施策についての理解
- 事業を行うにあたって、二次被害が生じないようにする十分な配慮

主な県の取組

被害の軽減・回復に向けた支援

- 心身に受けた影響からの回復を図るため、カウンセリング等を実施
- 経済的負担の軽減を図るため、医療費等の公費負担や、重大な犯罪被害を負った方の二次被害防止・軽減に必要な費用の支援等を実施
- 居住の安定を図るため、県営住宅の優先入居等を実施
- 安全を確保するため、再被害の防止措置等を実施

必要な支援にアクセスしやすい環境整備

- 犯罪被害者等が直面する様々な問題の相談に応じ、必要な情報提供や助言を実施
- 被害が潜在化しやすい、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等が、必要な支援につながる啓発活動や相談しやすい環境づくりを推進

社会全体の理解促進・支援基盤の強化

- 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性等について社会の理解を深めるため必要な施策を実施
- 支援を担う人材を育成するため、研修等を実施
- 重大事案における支援体制の整備

*詳細は、県のホームページ（裏面に記載）から「犯罪被害者等支援に関する取組方針」をご覧ください